

新型コロナウイルス感染症に係る伊丹市対応方針

令和2年4月7日、政府により新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、任意設置の伊丹市新型コロナウイルス感染症対策本部を、同法第34条及び伊丹市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、本部会議へ移行した。また、4月16日には、兵庫県は特定警戒都道府県として指定された。

それに伴い、これまで以上に兵庫県と連携・協力し、感染症拡大防止や市民生活・市民経済の安定に向け、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」に基づき、本市の対応方針を以下のとおりとする。

I 措置期間 令和2年4月7日～令和2年5月31日。ただし、状況に応じて、本部会議で期間を変更する場合がある。

II 措置内容

1 教育・保育施設

① 幼稚園、認定こども園（1号）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校は休業する。

また、私立学校園についても、県と連携し、臨時休業を要請する。

② 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園含む）・放課後児童クラブ

4月16日より保育所（幼保連携・保育所型認定こども園含む）・放課後児童クラブについては、対象児童を限定し特別保育を継続する。私立施設にも同様の措置を要請する。

2 高齢者施設・障害者施設

感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業継続を基本とするが、通所・短期入所サービス利用者については、家庭での対応が可能な場合などは、利用の自粛を要請する。

3 支所・分室

4月16日より休業していた各支所分室等を5月1日から31日まで臨時開館する。

4 その他公共施設

文化・学習・スポーツなどの福祉の増進を目的とする市公共施設は休業する。

詳細は、市公共施設の休業一覧のとおり。

公園施設の駐車場を4月29日から5月6日まで閉鎖する。

5 イベント開催

- ・市主催イベントは中止する。
- ・民間主催イベントは、県と連携し、自粛を要請する。

6 外出自粛要請

以下のとおり市民へ要請する。

- ① 生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないこと。
- ② 自粛の対象とならない外出の例は、次のとおり。
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での軽運動、散歩等
- ③ 「三つの密」（密閉・密集・密接）が重なる懸念のある集会・イベントへの参加を自粛すること。
- ④ 市役所への相談等については、来庁は控え、電話相談等を利用すること。

7 風評被害対策等

以下のとおり市民へ周知を図る。

- ・ 医療・介護関係者、患者関係者などへのいわれなき、風評被害を防止するとともに、憶測やデマなどに惑わされないように、冷静に対処すること。
- ・ 医療機関、スーパー、金融機関など生活に必要な施設等は営業を継続することから、食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないように冷静に対応すること。

8 生活や雇用の維持と事業の継続支援

- ① 特別定額給付金（10万円）の給付 5月1日申請受付、5月7日給付開始
特別定額給付金事業推進班（072-764-7786）を設置
- ② 子育て世帯への臨時特別給付金（1対象児童に1万円の上乗せ）の給付
- ③ 個人事業主等への店舗等賃料補助事業 5月1日申請受付
 - ・売上額が20%以上減少している個人事業主に対し、上限10万円（1ヵ月分）
 - ・売上額が50%以上減少している小規模に対し、上限10万円（1ヵ月分）
- ④ 休業要請事業者経営継続支援事業
 - ・国の持続化給付金に加え経営継続資金を支給
- ⑤ デリバリー支援事業
 - ・市内全域を対象にした新たな宅配代行業業を支援
- ⑥ テイクアウト・デリバリー利用促進キャンペーン事業
 - ・広報伊丹（6月1日号）で、キャンペーンに参加している飲食店で利用できるクーポン（100円×5枚）を配布